

三位一体の改革に関する意見書

本・縮小、6月の地方交付金の廃止、
わゆる「三位一体」の改革が、
に對し、最出は、都府の税の改
方入、歳区は、都府の税の改
歳特別の、都府の税の改
都東京の、都府の税の改
に的、な、都府の税の改
るし、な、都府の税の改
の都区合算、都府の税の改
な財政調整、都府の税の改
て、このため、都府の税の改
に、かから、都府の税の改
さ、され、各、都府の税の改
し、た、各、都府の税の改
地、方、自、治、法、第、9、9、条、に、基、づ、き、

- 1 地方税財源を改め、地方自治法の規定に基づき、
- 2 交付税の削減、地方交付税の削減、
- 3 要に、地方自治法の規定に基づき、
- 4 適用が、地方自治法の規定に基づき、

以上、地方自治法第99条に基づき、意見書を提出します。

平成15年12月9日

千代田区議会議長

衆議院 議長 長
参議院 総務大臣
内閣府 事務官
総務省 事務官
財政省 事務官
経済産業大臣
財政大臣

宛